

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 道路の占用を制限する区域の指定

【公告】

- 土地改良区役員の退任及び就任届
- ”
- ”
- 公共測量の実施
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【企業局】

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

（県例規集登載）

環境管理課

道路整備課

”

”

耕地課

”

”

監理課

建築指導課

”

”

総務企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 ダイオオーパーペーパーテックノ株式会社

住所 岡山県津山市川崎200番地1

氏名 代表取締役社長 松田 幸雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 ダイオオーパーペーパーテックノ株式会社

所在地 岡山県津山市川崎200番地1

令和5年5月30日 岡山県公報 第12501号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	23 へ パルプ、紙又は紙加工 品の製造業の用に供す るパルプ洗浄施設(No. 3エキストラクター)	
能	力	35t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2000	2200
	p H	6	7.5
	B O D (mg/L)	650	1900
	C O D (mg/L)	650	1500
	S S (mg/L)	3100	4525
	油 分 (mg/L)	3	6
	T - N (mg/L)	18	27
	T - P (mg/L)	1.4	3.4

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年5月30日から同年6月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市亀山字九割七〇九番五地先から		新	七・〇 二〇・九	一四二・四
倉敷市亀山字八割六二二番三地先まで		旧	七・〇 二〇・九	一四二・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪尾張線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
瀬戸内市邑久町箕輪字新橋六四番一地先から		新	九・三 一五・六	四四・〇
瀬戸内市邑久町箕輪字山根六六番三地先まで		旧	七・一 一二・二	四四・〇

令和5年5月30日 岡山県公報 第12501号

◎岡山県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
箕輪尾張線	倉敷飽浦線			倉敷市亀山字八割六三〇番八地先から 倉敷市亀山字八割六二二番三地先まで 瀬戸内市邑久町箕輪字新橋六四番一地先から 瀬戸内市邑久町箕輪字山根六六番三地先まで	令和五年 五月三十日

◎岡山県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	箕輪尾張線	瀬戸内市邑久町箕輪字新橋六四番一地先から瀬戸内市邑久町箕輪字山根六六番三地先まで
県道	倉敷飽浦線	倉敷市亀山字九割七〇九番五地先から倉敷市亀山字八割六二二番三地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年五月三十日

令和5年5月30日 岡山県公報 第12501号

〔二七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
 令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住	所	理事	別	監
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所					
藤原 安生	藤原 安生	岡山市南区西高崎三八	岡山市南区西高崎三八	理事						
木曾 克視	木曾 克視	岡山市南区西高崎三二	岡山市南区西高崎三二	理事						
能瀬 一志	能瀬 一志	岡山市南区西高崎九二	岡山市南区西高崎九二	理事						
三井 一	山室 一二三	岡山市南区西高崎五二	岡山市南区西高崎五二	理事						
光岡 峰雄	光岡 峰雄	岡山市南区西高崎三七	岡山市南区西高崎三七	理事						
肥田 茂樹	肥田 茂樹	岡山市南区西高崎一五	岡山市南区西高崎一五	理事						
藤原 義則	藤原 義則	岡山市南区西高崎一二四	岡山市南区西高崎一二四	理事						
大内 俊通	大内 俊通	岡山市南区西高崎二六	岡山市南区西高崎二六	理事						
戸澤 国二	三井 一	岡山市南区西高崎四九	岡山市南区西高崎四九	理事						
岡田 敏男	小野 和秀	岡山市南区西高崎五四	岡山市南区西高崎五四	理事						
大野 正	大野 正	岡山市宇藤木五三	岡山市宇藤木五三	理事						

令和5年5月30日 岡山県公報 第12501号

〔二七七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	土地改良区の名称	二	退任及び就任役員	就任役員	住 所	理事別
	那岐池土地改良区	森藤 和義	瀬戸 芳孝	勝田郡奈義町豊沢三七三	理 事	
		有元 福治	芦田 光隆	勝田郡奈義町豊沢三七三	監 事	
				勝田郡奈義町豊沢一七六一		
				勝田郡奈義町豊沢四三五		
				勝田郡奈義町豊沢八一五		

〔二七八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一	土地改良区の名称	二	退任及び就任役員	就任役員	住 所	理事別
	小原土地改良区	谷口 豊	谷口 義政	久米郡美咲町小原一四六五―五	理事別	
				〃	〃	
				〃	〃	
				〃	〃	
				〃	〃	

〔二七九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市全域	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和五年五月十九日から令和六年三月三十一日まで	測量期間

〔二八〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇五号 令和五年五月二十 二日	浅口市鴨方町六条院中字立障子四 五〇番二〇、四五〇番二一	六・〇〇	四五・九〇
		五・〇〇	二四・五六

〔二八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字王子後一四八―八、一四八―九、一四九―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田三二四―六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 博之

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十七日岡山県指令建指第三九九号

〔二八二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字王子後一四八―八、一四八―九、一四九―一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田三二四―六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 博之

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十七日岡山県指令建指第三九九号

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月三十日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「千四百円」を「千四百十円」に改め、同項第二号中「九百三十円」を「九百四十円」に改め、同項第三号中「五百八十円」を「五百九十円」に改める。

附 則

この規程は、令和五年六月一日から施行する。